【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】東北財務局長【提出日】2022年11月11日

【四半期会計期間】 第48期第3四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】株式会社倉元製作所【英訳名】KURAMOTO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮澤 浩二

【本店の所在の場所】宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1【電話番号】0228(32)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 小峰 衛

【最寄りの連絡場所】宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1【電話番号】0228(32)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 小峰 衛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第47期 第 3 四半期 累計期間	第48期 第 3 四半期 累計期間	第47期
会計期間		自2021年 1月1日 至2021年 9月30日	自2022年 1月1日 至2022年 9月30日	自2021年 1月1日 至2021年 12月31日
売上高	(千円)	703,218	915,738	1,033,356
経常利益又は経常損失()	(千円)	712	10,187	8,797
四半期(当期)純損益(は損 失)	(千円)	188,942	6,607	9,025
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	232,959	80,000	80,000
発行済株式総数	(千株)	33,831	33,831	33,831
純資産額	(千円)	490,133	694,833	688,120
総資産額	(千円)	1,752,830	1,639,243	1,668,633
1株当たり四半期(当期)純損益 金額(は損失)	(円)	5.96	0.20	0.28
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	-	-	0.28
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	27.9	42.3	41.1

回次		第47期 第 3 四半期 会計期間	第48期 第 3 四半期 会計期間
会計期間		自2021年 7月1日 至2021年 9月30日	自2022年 7月1日 至2022年 9月30日
1株当たり四半期純損益金額 (は損失)	(円)	5.37	0.95

- (注) 1.第47期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在する ものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第48期第3四半期累計期間の潜在株 式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載 しておりません。
 - 2 . 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間おいて、定款変更に伴い不動産賃貸事業を主要な営業活動の一つとして位置づけました。また、主要な関係会社については異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更があった事項は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、わが国においても2020年4月以降、現在に至るまで数次にわたり政府から「緊急事態宣言」が発せられる事態となり、わが国の経済環境は激変するとともに、多くの企業の事業運営に少なからず影響を与えております。現在、「緊急事態宣言」は全国的に解除されておりますが、感染再拡大の懸念が解消されたとは必ずしも判断されておらず、当社におきましても、今後の事業運営上、取引先との円滑な関係の停滞等により、業績に一定の影響を与える可能性があります。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度までに8期連続で営業損失を計上しております。

当社は、2020年4月14日に第三者割当による新株式の発行の払込みがなされ、同年4月30日に借入金返済条件の変更及び債務免除を受けた結果、債務超過は解消したものの、当第3四半期累計期間においても、営業損失23百万円、経常損失10百万円を計上するに至っております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消し、収益構造の改善を推進するため、以下の諸施策を実施しております。

財務基盤の改善

当社は、2021年4月16日に那須マテリアル株式会社他2社及び個人10名を割当先とした第三者割当による新株式を発行し、同日に305百万円の払込みを受けました。また、新株式の発行と同時に第2回新株予約権を発行し、第2回新株予約権の行使による調達金額は180百万円を予定しております。なお、前事業年度において第2回新株予約権の一部行使等を受け、72百万円の払込みを受けました。

当社は、この資金を金融債務の弁済資金及び運転資金とし、当社の財務基盤の改善を図ります。

事業上の改善

イ.売上高の改善

営業力の強化、成膜・シリコンウェーハ再生事業の製品群増加・新規顧客獲得、技術力の強化、経営資源活用 による新規事業の構築等を実施してまいります。

口. 収益力の改善

既存技術のブラッシュアップ・経営資源活用による新規案件(切断、研磨技術を活用した精密加工事業の新規市場への参入他)の収益化、原価低減・電力費削減などの全社コスト削減を実施してまいります。

八.企業力の向上

PDCAサイクルの確立、人事システムの運用見直しによる従業員のモチベーションとパフォーマンス向上、計画のモニタリング・プロジェクト管理の強化等を実施してまいります。

しかし、これらの諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の状況

当第3四半期累計期間(2022年1月1日~2022年9月30日)におけるわが国経済は、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況で推移いたしました。また、先行きにつきましては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされております。

このような環境の中、当第3四半期累計期間の売上高は、915百万円(前年同四半期比30.2%増)に、営業損失は23百万円(前年同四半期は営業損失39百万円)に、経常損失は10百万円(前年同四半期は経常損失0百万円)に、災害による損失及び災害損失引当金繰入額の計上の一方、受取保険金を計上したことにより四半期純利益は6百万円(前年同四半期は四半期純損失188百万円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。定款変更に伴い不動産賃貸事業を主要な営業活動の一つとして 位置づけたことに伴い、基板事業と不動産賃貸事業の2つのセグメントに区分いたしました。

基板事業

売上高は787百万円(前年同四半期比11.9%増)となりました。営業損失は、32百万円(前年同四半期は営業 損失39百万円)となりました。

不動産賃貸事業

売上高は128百万円となりました。営業利益は、9百万円となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末と比べて29百万円減少し、1,639百万円となりました。 流動資産は、受取手形及び売掛金の減少等により8百万円減の801百万円に、固定資産は、減価償却費の計上 等により20百万円減の838百万円となりました。

負債は、支払手形及び買掛金の減少等により36百万円減少し、944百万円となりました。 純資産は、四半期純利益の計上などにより6百万円増加し、694百万円となりました。

(3)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(5)主要な設備

前事業年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、重要な変更はありません。

当第3四半期累計期間に新たに確定した主要な設備の新設計画は、次のとおりです。

事業所名	セグメントの	設備の	投資予定額	(百万円)	資金調達	着手年月	完了予定
(所在地)	名称	内容	総額	既支払額	方法	有 于十月	年月
若柳工場 (宮城県栗原市)	半導体加工事業	生産設備	203	63	自己資金	2022年 9 月	2022年11月

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	50,000,000		
計	50,000,000		

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年 9 月30日)	提出日現在発行数 (株) (2022年11月11日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	33,831,519	33,831,519	東京証券取引所スタンダード	単元株式数100株
計	33,831,519	33,831,519	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年7月1日~ 2022年9月30日	-	33,831,519	-	80,000	-	-

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式製	汝(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			-	-
議決権制限株式(自己株式等)			-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	800,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	33,026,400	330,264	-
単元未満株式	普通株式	4,419	-	-
発行済株式総数		33,831,519	-	-
総株主の議決権			330,264	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が800株 (議決権の数8個)含まれております。

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社倉元製作所	宮城県栗原市若柳 武鎗字花水前1-1	800,700	-	800,700	2.37
計		800,700	-	800,700	2.37

(注) 1.上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。

なお、当該株式数は上記 「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2. 当第3四半期会計期間において、単元未満株式の買取請求により、1株増加しております。これらにより、当第3四半期会計期間末(2022年9月30日)の当社所有の自己株式数は、800,701株となっております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2022年1月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

	(单位:干円		
	前事業年度 (2021年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (2022年 9 月30日)	
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	204,923	258,324	
受取手形及び売掛金	178,843	95,672	
電子記録債権	294,728	185,142	
商品及び製品	22,561	28,825	
仕掛品	10,392	20,189	
原材料及び貯蔵品	55,494	41,692	
前払費用	2,456	4,110	
その他	40,295	167,075	
流動資産合計			
	809,695	801,033	
固定資産			
有形固定資産			
建物(純額)	210,628	190,802	
機械及び装置(純額)	55,275	58,481	
工具、器具及び備品(純額)	1,158	3,273	
土地	507,321	507,321	
リース資産(純額)	79,848	70,467	
建設仮勘定	<u> </u>	6,750	
有形固定資産合計	854,232	837,095	
投資その他の資産	4,704	1,114	
固定資産合計	858,937	838,210	
資産合計	1,668,633	1,639,243	
負債の部		1,000,210	
流動負債			
支払手形及び買掛金	72,311	27,357	
1年内返済予定の長期借入金	150,292	150,292	
リース債務	12,525	12,961	
サース順務 未払金	67,298		
		59,982	
未払費用	9,138	10,835	
未払法人税等	1,136	852	
災害損失引当金	-	30,869	
その他	24,807	28,298	
流動負債合計	337,509	321,449	
固定負債			
長期借入金	544,561	536,461	
リース債務	77,337	67,560	
退職給付引当金	7,259	5,963	
その他	13,845	12,974	
固定負債合計	643,003	622,960	
負債合計	980,512	944,409	
純資産の部			
株主資本			
資本金	80,000	80,000	
資本剰余金	597,611	597,611	
利益剰余金	9,025	15,633	
自己株式	251	251	
株主資本合計	686,385	692,993	
	000,383	092,993	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	49	56	
評価・換算差額等合計	49	56	
新株予約権	1,783	1,783	
純資産合計	688,120	694,833	
負債純資産合計	1,668,633	1,639,243	
	·		

EDINET提出書類 株式会社倉元製作所(E01205) 四半期報告書

(2)【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 9 月30日)
売上高	703,218	915,738
売上原価	613,517	766,419
売上総利益	89,701	149,319
販売費及び一般管理費	128,805	172,481
営業損失()	39,104	23,161
営業外収益		
受取利息	25	8
受取配当金	7	18
不動産賃貸料	19,941	-
助成金収入	29,738	18,579
その他	10,062	11,216
営業外収益合計 	59,775	29,821
営業外費用		
支払利息	11,872	13,359
支払手数料	6,071	-
その他	3,440	3,487
営業外費用合計	21,383	16,847
経常損失()	712	10,187
特別利益		
固定資産売却益	-	350
受取保険金	<u>-</u>	70,000
特別利益合計	<u>-</u>	70,350
特別損失		
災害による損失	51,673	21,834
災害損失引当金繰入額	139,000	30,869
特別損失合計	190,673	52,703
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	191,385	7,459
法人税、住民税及び事業税	852	852
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税 額	3,294	-
法人税等合計	2,442	852
四半期純利益又は四半期純損失()	188,942	6,607

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度までに8期連続で営業損失を計上しております。

当社は、2020年4月14日に第三者割当による新株式の発行の払込みがなされ、同年4月30日に借入金返済条件の変更及び債務免除を受けた結果、債務超過は解消したものの、当第3四半期累計期間においても、営業損失23百万円、経常損失10百万円を計上するに至っております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じさせるような事象又は状況が存在しております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消し、収益構造の改善を推進するため、以下の諸施策を実施しております。

1.財務基盤の改善

当社は、2021年4月16日に那須マテリアル株式会社他2社及び個人10名を割当先とした第三者割当による新株式を発行し、同日に305百万円の払込みを受けました。また、新株式の発行と同時に第2回新株予約権を発行し、第2回新株予約権の行使による調達金額は180百万円を予定しております。なお、前事業年度において第2回新株予約権の一部行使等を受け、72百万円の払込みを受けました。

当社は、この資金を金融債務の弁済資金及び運転資金とし、財務基盤の改善を図ります。

2. 事業上の改善

(1) 売上高の改善

営業力の強化、成膜・シリコンウェーハ再生事業の製品群増加・新規顧客獲得、技術力の強化、経営資源活用による新規事業の構築等を実施してまいります。

(2) 収益力の改善

既存技術のブラッシュアップ・経営資源活用による新規案件(切断、研磨技術を活用した精密加工事業の新規市場への参入他)の収益化、原価低減・電力費削減などの全社コスト削減を実施してまいります。

(3) 企業力の向上

PDCAサイクルの確立、人事システムの運用見直しによる従業員のモチベーションとパフォーマンス向上、計画のモニタリング・プロジェクト管理の強化等を実施してまいります。

しかし、これらの諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に 定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧 客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、四半期財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症による影響)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染拡大による影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(福島県沖地震による影響)

当社は2022年3月16日に発生した福島県沖地震により、本社・若柳工場、花泉工場の工場建物・付帯施設・生産設備等に被害を受けました。当該被害による復旧費用等のうち、当第3四半期累計期間における復旧費用等を「災害による損失」として21,834千円、今後復旧に要すると見込まれる費用を「災害損失引当金繰入額」として30,869千円、特別損失にそれぞれ計上しております。なお、この「災害損失引当金繰入額」は、現時点で合理的な見積りが可能な範囲における見積額を計上しております。

また、被災した資産に係る確定した保険金70,000千円を「受取保険金」として特別利益に計上しております。

(不動産賃貸事業の不動産賃貸料の計上区分の変更)

当事業年度において、定款変更を行い不動産賃貸事業を主要な営業活動の一つとして位置づけたことに伴い、従来、営業外収益に計上しておりました不動産賃貸料を、当事業年度から、売上高に計上することと致しました。また、これに伴い、セグメント情報も見直ししております。詳細はセグメント情報の注記をご参照下さい。

(四半期貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (2022年 9 月30日)
 投資その他の資産	21,833千円	21,833千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 (自 2022年1月1日 至 2021年9月30日) 至 2022年9月30日) 34,182千円 41,364千円

(株主資本等関係)

減価償却費

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

 1.配当に関する事項 該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年4月16日付で、那須マテリアル株式会社等から第三者割当増資の払込みを受け、資本金が152,959千円、資本準備金が152,959千円それぞれ増加しました。また、当第3四半期累計期間において新株予約権の行使により、その他資本剰余金が70,185千円増加しました。その結果、当第3四半期会計期間末において資本金が232,959千円、資本準備金が152,959千円、その他資本剰余金が291,692千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

- 1.配当に関する事項 該当事項はありません。
- 2 . 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日) 当社は、「基板事業」の単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日至 2022年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

				(+111)
	報告セグメント		△ ≒1	
	基板事業	不動産賃貸 事業	計	合計
売上高				
顧客との契約から生じる収益	787,096	128,642	915,738	915,738
外部顧客への売上高	787,096	128,642	915,738	915,738
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-
計	787,096	128,642	915,738	915,738
セグメント利益又は損失()	32,848	9,686	23,161	23,161

(注)セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2.報告セグメントの変更に関する事項

第1四半期会計期間より、定款変更に伴い、報告セグメントを従来の「基板事業」に「不動産賃貸事業」を加えて2区分に変更いたしました。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損益金額(は損失)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純損益金額(は損失)	5 円96銭	0 円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純損益金額(は損失)(千円)	188,942	6,607
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損益金額(は損失) (千円)	188,942	6,607
普通株式の期中平均株式数(株)	31,712,727	33,030,849
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前事業年度末から重要な変動があっ たものの概要	2021年3月26日開催の取締役会 決議による第2回新株予約権 新株予約権の数 7,999個 (普通株式 799,900株)	-

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社倉元製作所(E01205) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月11日

株式会社倉元製作所 取締役会 御中

> 監査法人アリア 東京都港区

> > 代表社員 業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員 業務執行社員 公認会計士 山中 康之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の2022年1月1日から2022年12月31日までの第48期事業年度の第3四半期会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2022年1月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社倉元製作所の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

「注記事項(継続企業の前提に関する事項)」に記載のとおり、会社は、前期事業年度まで継続して営業損失を計上していた。当第3四半期累計期間も同様であり、引き続き事業再生計画の実施途上にある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2021年12月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸 表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査 人は、当該四半期財務諸表に対して2021年11月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して 2022年3月30日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー 手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。